

# 建設水道常任委員会

令和2年11月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎井上 卓也	○大森恒太郎	中川 靖広
横田 敏文	木澤 正男	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市整備課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、大森委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、大森委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

おはようございます。それでは、1. 継続審査（1）都市基盤整備事業に関することについてでございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてでございます。三室・紅葉ヶ丘区間におきましては、引き続き、三室交差点から東の側道などの工事が順次行われているところでございます。周辺にお住いのみなさまには、今しばらくご不便とご迷惑をおかけいたしますが、可能な限り早期に完成できますよう、国に働きかけてまいります。次に、五百井・興留区間についてであります。こちらにつきましても、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められているところでございます。また、町教育委員会で実施しております埋蔵文化財の発掘調査につきましても、引き続き進められているところであり、今のところ重要な遺構

の発見はないと聞いております。

次に、事業促進にかかる要望活動についてです。10月21日には、国土交通省近畿地方整備局・道路部長と町長が面談を行い、事業促進にかかる要望書を提出するなど、積極的に要望活動を行ったところでございます。道路部長からは、コロナ禍等により予算確保について非常に厳しい状況であるという説明を受けましたが、現在の事業進捗も踏まえ、しっかりと確保いただくよう、積極的に働きかけを行ったところでございます。

最後に、三室交差点完成後の交通量調査についてでございます。明日11月17日から18日の2日間で実施する予定でございますので、結果がまとまりましたら本委員会に報告させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

以上、継続審査（1）都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 法隆寺線から東側、工事の着工っていうのはわかる、いつごろかかるのか。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 奈良国道からは、まだ具体的な日程についてはお聞きしておりません。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終

わかります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町都市計画マスタープランの改定について、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、各課報告事項の(1) 斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況につきまして、ご報告させていただきます。

本年9月の本委員会におきまして、第2回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の資料により、全体構想などについてご報告をさせていただきました。その後、いただきましたご意見や各担当部署との調整などを行ったところです。本日お配りしております資料は、これらを取りまとめた第3回 斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の会議資料でございます。新型コロナウイルスの関係から書面開催とし、都市計画マスタープラン策定委員のみなさまには、去る11月12日に資料を送付、また、11月30日までにご意見をいただくことになっているところです。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。はじめに資料1-1をお願いいたします。序章から全体構想の前回からの修正版となっております。前回からの主な修正箇所につきましてご報告させていただきます。なお修正箇所は赤字でお示ししております。はじめに、23ページをお願いいたします。「2. 住民意向調査からみられる現状」であります、「調査結果の総括」と「調査結果」の順序を入れ替えたほうが分かりやすいというご意見を受けまして23ページの下の方ですが、(2)に「調査結果」、そして、45ページからとなっておりますが、(3)に「調査結果の総括」の順に変更しております。これが逆になっておりました。

次に、75ページをお願いいたします。「6. 都市防災の方針」において新型コロナ感染症が一過性のものではないということがわかってきましたことから、その対策等についても記述が必要ではないかのご意見を受けまして、新たに、「(4) 感染症対策」を加えております。

その他、第2回都市計画マスタープラン策定委員会の書面審議においていただいたご意見と、それに対する町の考え方を資料1-2のほうに整理

しておりました、その対応等を赤字で資料1-1のほうに追加・修正させていただきます。なお、資料1-2について、個々の説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、資料1-3をお願いいたします。こちらにつきましては、資料1-2でいただいたご意見の中で、アンケート調査結果から出てきた課題と都市づくりの課題との関係及び計画にどう反映されているかを表にして資料にしてもらいたい、というご意見がありましたことから作成したものでございます。こちらにつきましても、個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料1-4をお願いいたします。1枚めくっていただきまして、表紙の裏面の目次をお願いいたします。「第4章 地域別の都市づくりの方針（地域別構想）」、「第5章 計画の実現に向けて」を追加しております。地域別構想は、全体構想を踏まえて作成する必要がありますことから、今回初めてお示しするものでございます。資料1-1、先ほどの修正版と、この1-4は、最終形では一体のものとなりますけれども、今回は資料1-1が前回の修正版でありますことから、あえて分けてお示しをいたしております。なお、この地域別構想の中で赤字でお示ししておりますものにつきましては、前計画、前の、10年前の都市計画マスタープランからの変更・修正・追加していることを表しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、78ページをお願いいたします。はじめに、地域別構想とは、地域の特性に応じ、それぞれの地域ごとに都市づくりの方針を示したものであります。地域の形成過程、市街地の連続性やまとまり、地形などに基づき、3つの地域に区分しております。それぞれの地域において「地域の特性」「地域の主な課題」「地域づくりの方針」について全体構想を踏まえ整理しております。80ページから北部地域、90ページから西部地域、99ページから東部地域についてそれぞれ記載をしております。

次に、110ページからの「第5章 計画の実現に向けて」でございます。「重点的な施策」「協働のまちづくりの推進」「推進方策」について整理をしております。なお、この資料1-4の末尾に用語解説を添付して

おります。行政用語や専門用語など、用語の解説が必要だと思われる単語について資料としてまとめたもので、計画書の巻末資料として添付をさせていただき予定としております。

最後に、資料1－5をお願いいたします。今後のスケジュールでございます。第3回 斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会で書面によりいただきましたご意見を事務局にて取りまとめ、町ホームページにて公表することを予定しております。また、パブリックコメントにつきましては、12月中旬から下旬に開始できますよう準備を進めているところです。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況についてのご報告とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 また詳しくは見せていただきたいと思うんですけども、今、特に駅前なんかの関係で県と協定を結んで計画の具体化をはかっていると思うんですけども、マスタープランにどう関わっていくのか、まだ具体的ではないですけども、マスタープランではどういう位置づけになっていて、今後どういうふうに反映をされていくのか、そのへんだけ教えていただけますか。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 駅前の関係につきましては、総合計画におきましても、整備手法を含めて再度検討するというところで書いておりますけれども、それを受けまして、都市計画マスタープランのほうでもそのように動いていくということです。具体的な部分といいますのは、これは都市計画マスタープランでございますので、大きな方針ということでもありますので、個々の具体的なことにはまだ触れておりませんが、そういったことで進めていくということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2)土砂災害特別警戒区域等について、理事者の報告を求めます。真弓都市整備課長。

都市整備  
課長 前回の本委員会におきまして、県事業であります三室山法面工事の説明をさせていただいた際に、土砂災害特別警戒区域等に町の所有地があるのかという質疑をいただいております。

これにつきまして調査いたしましたところ、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございますけれども、町の所有地が2か所ございました。お手元の資料2をご覧ください。まず1か所は、9月の本委員会でご報告申しあげました三室山のエリアでございます、図の左下あたりです、紅葉ヶ丘の集会所用地が該当しております。この三室山のエリアにつきましては、前回ご報告しましたとおり、県の工事が実施されましたのちにレッドゾーンが解除される見込みということでございます。もう1か所につきましては、峨瀬公民館用地であります。地図上では、三室山の赤いハッチングから北に一つ目の赤いハッチングのところでございます、傾斜地のすその部分でございます。なお、この2か所の集会所用地は、地縁団体ではない自治会のため、町の所有地となっているものですので、参考に申し添えさせていただきます。

次に、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにつきましては、高塚町広場用地や健民グラウンドなど10か所に町の所有地がございましたが、平坦地でありましたり、傾斜地のすそなどとなっております。

このように、レッドゾーン、イエローゾーンのいずれも、町が所有する土地で対策を講じなければならない状況ではございませんでした。

以上、土砂災害特別警戒区域等についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員　ごめんなさい、ちょっと聞き逃したんですけど、三室山の1つ上のところの町有地になっているところで、レッドゾーンのところは今後の対策、どういうふうになってきましたか。

委員長　真弓都市整備課長。

都市整備課長　再度ご説明させていただきます。こちらにつきましては、傾斜地のすその部分ということでございますので、特にそういった対策は必要がないというふうに今のところ考えております。ほかのイエローも含めまして、町の町有地ではそういったところはなかったということでございます。

木澤委員　基本的なことを聞くんですけど、レッドゾーンとイエローゾーンの違いを教えてください。

都市整備課長　どちらにいたしましても急傾斜地等で崩壊等が発生した場合に、住民等の生命、または身体に危害が生じる恐れのあると認められる区域で、そういった形の中で、特別区域の場合は一定の開発規制であったりとか、建築規制がございます。大きな違いとしてはその一点でございます。

木澤委員　今の時点で特に町として対策っていうんですかね、なにかハード的な整備は必要ないということですけども、もしこれ何か崩れていたりして、住民さんに被害があったときには町の責任ということになるんですよね。

都市整備課長　レッドの2か所につきましては、先ほど申しました地縁団体でない自治会の土地ということでございまして、自治会館の土地ということで、地縁団体ではございませんので、土地所有者になれないという場合の斑鳩町名義になっておりますので、実際には使用貸借契約を結んでおりまして、そういった安全対策につきましては地元が行うことになっていると



ころですけれども、先ほども申しあげましたとおり、どちらかと言うとその側のほうですので、斜面側ではございませんので、そういったものを含めましてもケアは必要ではないのかなというふうにはみております。

木澤委員 地元の方は、そういう認識を持っていただいているのでしょうか。

都市整備課長 使用貸借契約のほう、契約書に出ておりますので、そのあたりは認識いただいているもの、当然、思っております。

木澤委員 当初、その契約を結ぶときにそういう契約書を交わしていらっしゃるかと思えますけど、再度やっぱり啓発というんですかね、こういう、何年も前になりますけど、こういう区域が設置されて、やっぱりこういう危険性があるというのは、情報として提供していただいているほうがいいのかなというふうに思うんですけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 この土砂災害警戒区域等の指定につきましては、ちょっといちばん基本的な話させていただければ、土石流とか地すべり、崖崩れ等の土砂災害から、地元の、住民の生命を守るために災害の恐れのある区域を明らかにして、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限など、先ほど課長も申しましたように、開発の行為の制限など、また構造物の規格などを定めるものでありまして、崩れないようにする対策というよりも、早く避難していただくということを目的としておりますので、当然、ハザードマップ、また、今先ほど説明いたしましたマスタープランにおきましても、この資料については掲載させていただいておりますので、ことあるごとに住民さんに啓発はしていきたいというふうに考えているところでございます。

木澤委員 そのつど啓発はしていただいていると思えますけど、実際なんかあったときということになってしまうということをやっぱり想定してしまいま

すんで、そのことも含めて住民さんに対しての啓発していただきた  
いと思います。

委員長           ほかにございませんか。

                  ( な   し )

委員長           次に、(3) 斑鳩町水道料金相当額補助金の交付について、理事者の報  
告を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道           各課報告事項(3) 斑鳩町水道料金相当額補助金の交付につきまして、  
課長               ご説明を申しあげます。

                  資料の3をご覧くださいませでしょうか。斑鳩町水道料金相当額補助金  
の交付について。新型コロナウイルス感染症に対します支援としまして、  
斑鳩町の給水契約者の方に水道料金の基本料金を免除を現在しております  
が、斑鳩町内の一部の住民の方は他市町の給水事業者から給水を受けてお  
られることから、当該免除を受けられていない状況でありますので、補助  
金を交付することによりまして免除と同等の措置を講じるものです。

                  補助金の対象者でございますが、(1) 補助金の対象者は、斑鳩町の居  
住地におきまして他市町の給水事業者から給水を受けておられる給水契約  
者としております。次に補助金の交付額であります。補助金の交付額  
は、他市町の長が制定します給水条例に規定します基本料金の令和2年7  
月分から令和3年2月分に相当する額、これは消費税及び地方消費税を含  
む額としますが、補助金の交付対象者が、現に他市町の給水事業者から同  
様の免除を受けておられる、または受けられる予定がある場合は、その免  
除額を減額するものとしております。交付申請の期間であります。令和  
3年3月1日から同3月31日までの期間を想定しております。この事業  
につきまして、事業の実施に伴いまして12月議会におきまして予算の補  
正をお願いする予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

                  以上、簡単ではございますが、斑鳩町水道料金相当額補助金の交付につ

いてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 住民さんの基本料金をコロナ禍の中で免除したやんか。その中でこれは夕陽ヶ丘とか向こうのほうで三郷町かどっからか給水を受けている人が抜けていたから、それを入れるということ、そういう理解でええのかな。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 今、ご質問ありました内容につきましては、竜田ネオポリスの部分が、もともと平群町から給水を受けている区域がございますので、その住民の方は同じ斑鳩町の方ですけれども、同じように、町からの免除という形では受けておられませんので、平群町としては3か月分免除を実施されておりますが、斑鳩町は今8か月分免除を実施しておりますので、その差があります5か月分について、町としてやっていこうということで、今考えております。

中川委員 平群町から給水を受けているネオポリスということやけど、公共下水道は三郷町と斑鳩町と使用させたり、使用させてもろたりしてるやん。水道はないの、あの辺は。

上下水道課長 いま、調査しましたところ、水道につきましては、ネオポリスの部分だけでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 過去に5ヶ年計画、10ヶ年計画の道路、計画してましたけど、それが地権者の方々の協力を得られないということで、断念せざるを得ないということでこの委員会での議論もなくなったし、委員会にあげてこなくなりましたが、その路線のなかで具体的に言うたら町道152号線、法西町あたりから浄慶寺さんのほうへ通っていく町道152号線ですけど、地元の方々が、法西町の方や錦ヶ丘の方がその町道を通行している、自転車で通行、徒歩する、その中で町道152号線という名前はあるものの、現地に行くと田んぼと田んぼの間のあぜ道というような現状ですので、それをぜひとも整備するように再開をしていただきたいというような要望をお聞きしましたが、この件について、町側としてどのように考えておられますか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 現在の斑鳩町での道路整備の考え方といたしましては、いかるがパークウェイ等の幹線道路の整備を重点的に進めております。各生活道路の整備といたしましては、用地の無償提供があった路線や、周辺地域、地権者の合意形成が得られた路線、土地利用にあわせた効率的かつ効果的に進めることができる路線を優先的に進めております。また、道路整備に際しまして国庫補助金等活用しながら整備を行っているところであり、補助の割り当てがある路線から順に整備を計画しているような状況でございます。

このような状況の中、道路整備を行うにあたりましては、道路整備に対する周辺関係者、地権者等の同意をいただき、町に要望いただきましたら、補助金等の財源を確保しながら、優先順位を決め整備等に向けてとりこんでまいるというのが、基本的な考え方でございます。

中川委員 地元から要望ということは、例えばその地域の自治会から要望を町にあげていただいたら動きやすいというのか、進めていくと。順序的に言ったらそうなんのかな。

建設農林課長 自治会のほうで、できれば地権者等の了承とか、地域のそういった了承ですね、それをまとめて自治会さんからの要望という形でいただきましたら、先ほども言いました、各年度、年度に計画している路線、または補助の付き方等々を検討しながら、その優先順位をつけて整備を行っていくという内容でございます。

中川委員 新規の、新設の道路であればそうなんのかなと思うけど、私今言うてるのは、町道152号線という、現に町道やから、それをきちんとした道路整備をしないと危ないんじゃないですかということやから、ちょっとその新設の今の課長の説明とは合致せえへんのかなと、そのように思いますけど、どうですやろ。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 委員のおっしゃる152号線につきましては、以前、道路整備として動いていた経緯がございます。その経緯のまとめという言い方が、ですけども、地元の反対する方もおられて、整備ができなかったというような状況でございますので、その状況が変わりましたと、もしくは地元としてもそれが異なりましたというようなことが町のほうに届きましたら、または要望いただきましたら検討させていただきたいというふうに思っております。

中川委員 町道いうてもあぜ道やから、今の現状で置いとくのは危ないのかな、これが町道かなというの不思議に思ったぐらいの町道なんでね、それをきっちりした道路形態にしていくという必要はあるのかなと。それについても今の現状の幅員で整備するねやったら、誰の土地を協力してもらわなくてもないし。そやから、その辺も含めて検討していただきたい。今の町道をきっちり道路形態にする、なおかつもっと広がったら広いほうが安全でええねけど、最悪協力を得られへんのやったら、今の道路形態をきっちり整備するというのもお願いをしていきたいと、そのように思いますけども。

都市建設部長 現状も含めて確認する中で、整備の方法につきましては、また検討させていただきたいと思います。ただ、例えばどんな形状であっても、地元からの例えば水たまりができるとか、歩きにくいとか、いろんな状況の声が聞こえてきて、その声が多いところ、もしくはそういったところを優先的に、財源も限られておりますので、優先的に維持のほうもさせていただいておりますので、その辺も含めてまた地元のほうに確認していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

(午前9時30分 閉会)